本使は、更に、この書簡及び前記の了解をインド政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十四年一月二十五日にニューデリーで

インド駐在
日本国特命全権大使　八木毅

インド財務省
経済局局長　ラジェシュ・クッラー閣下

（インド側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、前記の了解をインド政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十四年一月二十五日にニューデリーで

インド財務省
経済局局長　ラジェシュ・クッラー

インド駐在
日本国特命全権大使　八木毅閣下

○外務省告示第五十二号

平成二十六年二月四日に東京で、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第七条及び附属書Gに基づく資金の提供に関する次の書簡の交換がアメリカ合衆国政府との間に行われた。

平成二十六年二月十八日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、千九百五十四年三月八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に言及する光栄を有します。

同協定第七条2は、日本国政府が、同協定の実施に関連するアメリカ合衆国政府の行政事務費及びこれに関連がある経費として、アメリカ合衆国政府に随時円資金を提供すべきことを定めています。

また、同協定附属書G3は、日本の毎会計年度において日本国政府が提供すべき金銭負担としての日本円の価額については、同政府が使用に供する金銭以外のものによる負担を考慮に入れた上、両政府の間で合意すべきことを定めています。

よって、本大臣は、日本国の平成二十五会計年度における前記の金銭負担の額に関し、次の取極を日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの日本国の会計年度において日本国政府が提供すべき金銭負担の額は、同年度に同政府が使用に供する金銭以外のものによる負担を考慮に入れて、一億二千四百十五万四千円（一二四、一五四、〇〇〇円）とする。

本大臣は、更に、この書簡及びアメリカ合衆国政府に代わって前記の取極を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十四年二月四日に東京で

日本国外務大臣　岸田文雄

アメリカ合衆国特命全権大使
キャロライン・ケネディ閣下

（米国側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本使は、更に、アメリカ合衆国政府に代わって前記の取極を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十四年二月四日に東京で

アメリカ合衆国特命全権大使
キャロライン・ケネディ

日本国外務大臣　岸田文雄閣下

○厚生労働省告示第三十一号

介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令（平成十一年厚生省令第四十三号）第六条第三項、第七条第二号、第八条第一項第二号、第九条及び第十一条の規定に基づき、介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の規定に基づき平成二十六年度の医療保険者の納付金の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額をそれぞれ次のように定めたので、同令第十三条の規定により公示する。

平成二十六年二月十八日

厚生労働大臣　田村　憲久

介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の規定に基づき平成二十六年度の医療保険者の納付金の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額

区分	率又は額
介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令（平成十一年厚生省令第四十三号。以下「省令」という。）第六条第三項に規定する算定率	〇・〇〇二六六二一〇
省令第七条第二号に規定する率	一・一三七三五七〇九
省令第八条第一項第二号に規定する率	〇・九八二四八二三二
省令第九条に規定する第二号被保険者一人当たり負担見込額	六三、二七〇円
省令第十一条に規定する第二号被保険者一人当たり負担額	五五、四六六円

○厚生労働省告示第三十二号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十七号）の施行に伴い、及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第十八条第一項第三号の規定に基づき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十八条第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める精神障害及び程度（昭和六十三年厚生省告示第百二十四号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。ただし、この告示の適用前に自ら入院した精神障害者については、この告示による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十八条第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める精神障害及び程度本則の表は、適用しない。

平成二十六年二月十八日

厚生労働大臣　田村　憲久

本則の表中「第三十三条第一項」の下に「又は第三項」を加え、同表の児童・思春期精神障害の項中「措置入院者」を「自ら入院した精神障害者、措置入院者」に改める。

○厚生労働省告示第三十三号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成二十年厚生労働省告示第三百八十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年二月十八日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表補助金等の名称の欄中

「医療施設等災害復旧費補助金」を「医療施設等災害復旧費補助金」に、「診療確保事業費補助金」を「補助金」に、「身体障害者福祉費補助金」を「身体障害者福祉費補助金」に、「社会福祉施設等設備災害復旧費等補助金」を「社会福祉施設等設備災害復旧費等補助金」に、「社会復帰施設等運営費補助金」を「精神障害者総合支援事業費補助金」に、「障害程度区分認定等事業費補助金」を「障害程度区分認定等事業費補助金」に、「身体障害者福祉費補助金」を「身体障害者福祉費補助金」に改める。